

受託契約準則の変更新旧対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
第2章 取引の受託	第2章 取引の受託
<p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>又は上場商品指数の種類</p> <p>(3)~(9) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>又は上場商品指数の種類</p> <p>(3)~(9) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
第5章 委託者に対する通知等	第5章 委託者に対する通知等
<p>(取引成立の通知)</p> <p>第19条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、法第220条第1項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>(3)~(16) (現行どおり)</p> <p>2~4 (現行どおり)</p>	<p>(取引成立の通知)</p> <p>第19条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、法第220条第1項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>(3)~(16) (省 略)</p> <p>2~4 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p>(受渡しによる決済の通知)</p> <p>第21条 受託取引参加者は、第16条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>の種類及びその銘柄</p> <p>(3)~(14) (現行どおり)</p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間（1年を3月以下の期間ごとに区分した期間（直近に通知した日から1年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときには、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。）の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 決済が終了していない取引の内訳等</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ <u>上場商品構成品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>ハ～チ (現行どおり)</p> <p>(4)~(6) (現行どおり)</p> <p>2～5 (現行どおり)</p>	<p>(受渡しによる決済の通知)</p> <p>第21条 受託取引参加者は、第16条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>の種類及びその銘柄</p> <p>(3)~(14) (省 略)</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間（1年を3月以下の期間ごとに区分した期間（直近に通知した日から1年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときには、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。）の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>(3) 決済が終了していない取引の内訳等</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ <u>上場商品構成物品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>ハ～チ (省 略)</p> <p>(4)~(6) (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">第6章 取引の制限等</p> <p>(未決済建玉の移管又は引継ぎ)</p> <p>第27条 受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であつて、本所の業務規程に基づき、当該受託取引参加者（以下この条において「移管元受託取引参加者」という。）の委託に係る建玉を他の受託取引参加者（以下この条において「移管先受託取引参加者」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1)、(2) （現行どおり）</p> <p>2～6 （現行どおり）</p> <p>7 前各項の規定は、<u>業務規程第87条第4号に定める遠隔地仲介取引参加者の海外顧客（業務規程第30条第2項第2号に定める「海外顧客」をいう。以下同じ。）</u>に係る建玉を移管先受託取引参加者へ移管する場合及び移管元受託取引参加者の非居住者である委託者の委託に係る建玉を他の遠隔地仲介取引参加者へ海外顧客に係る建玉として移管する場合に適用する。この場合において必要な手続は、その都度、本所が指示する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(取引参加者である委託者に対する特例)</p> <p>第34条 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>業務規程第143条に定める準取引参加者である委託者</u>について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 取引の制限等</p> <p>(未決済建玉の移管又は引継ぎ)</p> <p>第27条 受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であつて、本所の業務規程に基づき、当該受託取引参加者（以下この条において「移管元受託取引参加者」という。）の委託に係る建玉を他の受託取引参加者（以下この条において「移管先受託取引参加者」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1)、(2) （省 略）</p> <p>2～6 （省 略）</p> <p>7 前各項の規定は、<u>遠隔地仲介取引参加者（業務規程第87条第4号に定める「遠隔地仲介取引参加者」をいう。以下同じ。）</u>の海外顧客（業務規程第30条第2項第2号に定める「海外顧客」をいう。以下同じ。）に係る建玉を移管先受託取引参加者へ移管する場合及び移管元受託取引参加者の非居住者である委託者の委託に係る建玉を他の遠隔地仲介取引参加者へ海外顧客に係る建玉として移管する場合に適用する。この場合において必要な手続は、その都度、本所が指示する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(取引参加者である委託者に対する特例)</p> <p>第34条 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>準取引参加者である委託者</u>について準用する。</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">第8章 ギブアップの特例</p> <p>(ギブアップ)</p> <p>第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後又は<u>取引参加者</u>（受託取引参加者、業務規程第87条第1号に定める市場取引参加者及び同条第3号に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元<u>取引参加者</u>」という。）の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）又は他の<u>取引参加者</u>（以下この章において「付替先<u>取引参加者</u>」という。）に付替えることをいう。</p> <p>(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)</p> <p>第40条の3 前条の規定にかかわらず、付替元<u>取引参加者</u>が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元<u>取引参加者</u>が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先<u>取引参加者</u>が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先<u>取引参加者</u>の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者又は付替先<u>取引参加者</u>のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。</p> <p>2 付替元<u>取引参加者</u>は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替先受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。</p> <p>3 付替元<u>取引参加者</u>の自己の計算により成立した売買約定が、本所が付替</p>	<p style="text-align: center;">第8章 ギブアップの特例</p> <p>(ギブアップ)</p> <p>第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後又は<u>市場取引参加者等</u>（受託取引参加者、業務規程第87条第1号に定める市場取引参加者及び同条第3号に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元<u>市場取引参加者等</u>」という。）の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）又は他の<u>市場取引参加者等</u>（以下この章において「付替先<u>市場取引参加者等</u>」という。）に付替えることをいう。</p> <p>(市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップの要件等)</p> <p>第40条の3 前条の規定にかかわらず、付替元<u>市場取引参加者等</u>が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元<u>市場取引参加者等</u>が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先<u>市場取引参加者等</u>が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先<u>市場取引参加者等</u>の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者又は付替先<u>市場取引参加者等</u>のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。</p> <p>2 付替元<u>市場取引参加者等</u>は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替先受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。</p> <p>3 付替元<u>市場取引参加者等</u>の自己の計算により成立した売買約定が、本所</p>

新条文	旧条文
<p>先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元取引参加者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元取引参加者が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。</p>	<p>が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元市場取引参加者等と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元市場取引参加者等が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。</p>
<p>4 付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、本所が付替先取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先取引参加者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。</p>	<p>4 付替先市場取引参加者等が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、本所が付替先市場取引参加者等からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先市場取引参加者等と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。</p>
<p>5 前各項の規定は、取次者等（取次者及び外国商品先物取引業者をいう。以下同じ。）と当該取次者等に委託の取次ぎの委託又は依頼を行った取引参加者との間において準用する。</p>	<p>5 前各項の規定は、取次者等（取次者及び外国商品先物取引業者をいう。以下同じ。）と当該取次者等に委託の取次ぎの委託又は依頼を行った市場取引参加者等との間において準用する。</p>
<p>（ギブアップに係る契約の締結）</p>	<p>（ギブアップに係る契約の締結）</p>
<p>第 40 条の 4 付替元受託取引参加者若しくは付替先受託取引参加者の委託者又は付替元取次者（付替元受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）若しくは付替先取次者（付替先受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）の取次委託者がギブアップに係る取引の委託又は取引の委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、次の各号に掲げる者は、ギブアップに係る三者間契約を締結するものとする。</p>	<p>第 40 条の 4 付替元受託取引参加者若しくは付替先受託取引参加者の委託者又は付替元取次者（付替元受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）若しくは付替先取次者（付替先受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）の取次委託者がギブアップに係る取引の委託又は取引の委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、次の各号に掲げる者は、ギブアップに係る三者間契約を締結するものとする。</p>
<p>(1)～(12) （現行どおり）</p>	<p>(1)～(12) （省 略）</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、委託者又は取次委託者等（取次委託者及び外国商品先物取引業者に取引の委託の取次ぎの依頼を行う者をいう。）である取引参加者が自己の計算によるギブアップに係る取引の委託、取引の委託の取次ぎの委託、若しくは取引の委託の取次ぎの依頼、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、次の各号に掲げ</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、委託者又は取次委託者等（取次委託者及び外国商品先物取引業者に取引の委託の取次ぎの依頼を行う者をいう。）である市場取引参加者等が自己の計算によるギブアップに係る取引の委託、取引の委託の取次ぎの委託、若しくは取引の委託の取次ぎの依頼、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、次の各号</p>

新条文	旧条文
<p>る者は、ギブアップに係る二者間契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 付替元受託取引参加者及び付替先取引参加者</p> <p>(2) 付替元取次者及び付替先取引参加者</p> <p>(3) 付替元外国商品先物取引業者及び付替先取引参加者</p> <p>(4) 付替先受託取引参加者及び付替元取引参加者</p> <p>(5) 付替先取次者及び付替元取引参加者</p> <p>(6) 付替先外国商品先物取引業者及び付替元取引参加者</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)</p> <p>第40条の5 委託者が、第40条の2の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>4 前3項の規定は、第40条の3に基づく付替先取引参加者の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先取引参加者」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。</p> <p>(ギブアップの取消し)</p> <p>第40条の6 委託者（付替元受託取引参加者の委託者と付替先受託取引参加者の委託者が異なる場合を含む。この条に限る。）は、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が認めた場合であって、かつ、本所が認めた場合にあつては、業務規程に定めるギブアップの取消しを行うことが</p>	<p>に掲げる者は、ギブアップに係る二者間契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 付替元受託取引参加者及び付替先市場取引参加者等</p> <p>(2) 付替元取次者及び付替先市場取引参加者等</p> <p>(3) 付替元外国商品先物取引業者及び付替先市場取引参加者等</p> <p>(4) 付替先受託取引参加者及び付替元市場取引参加者等</p> <p>(5) 付替先取次者及び付替元市場取引参加者等</p> <p>(6) 付替先外国商品先物取引業者及び付替元市場取引参加者等</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)</p> <p>第40条の5 委託者が、第40条の2の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p>4 前3項の規定は、第40条の3に基づく付替先市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先市場取引参加者等」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。</p> <p>(ギブアップの取消し)</p> <p>第40条の6 委託者（付替元受託取引参加者の委託者と付替先受託取引参加者の委託者が異なる場合を含む。この条に限る。）は、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が認めた場合であって、かつ、本所が認めた場合にあつては、業務規程に定めるギブアップの取消しを行うことが</p>

新条文	旧条文
<p>できるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前2項に規定するギブアップの取消しに係る事項は、第40条の3に規定する取引参加者の自己の計算によるギブアップについて準用する。</p> <p style="text-align: center;">第9章 商品市場の特例</p> <p style="text-align: center;">第2節 石油市場の特例</p> <p>(軽油の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第46条 軽油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が業務規程第60条に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者(取引参加者である委託者を除く。)であって、売方については第1号に掲げる者(業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。)、買方については次の各号の一に該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>6 受託取引参加者は、委託者が受渡しによって決済を行う場合は、当該受渡しが完了するまでに、当該委託者の名称、事務所の所在地及び連絡先、受渡数量、受渡場所並びに受渡日について、当該受渡しに係る相手方である取引参加者に通知しなければならない。</p> <p>7～10 (現行どおり)</p>	<p>できるものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項に規定するギブアップの取消しに係る事項は、第40条の3に規定する市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップについて準用する。</p> <p style="text-align: center;">第9章 商品市場の特例</p> <p style="text-align: center;">第2節 石油市場の特例</p> <p>(軽油の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第46条 軽油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が業務規程第60条に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者(本所の取引参加者である委託者を除く。)であって、売方については第1号に掲げる者(業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。)、買方については次の各号の一に該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>6 受託取引参加者は、委託者が受渡しによって決済を行う場合は、当該受渡しが完了するまでに、当該委託者の名称、事務所の所在地及び連絡先、受渡数量、受渡場所並びに受渡日について、当該受渡しに係る相手方である市場取引参加者又は受託取引参加者に通知しなければならない。</p> <p>7～10 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p>(受渡しによる決済通知)</p> <p>第 47 条 受託取引参加者は、委託を受けた取引を受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）したときは、第 21 条の規定にかかわらず本条の規定により、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成</u>品の種類及び銘柄</p> <p>(3)～(14) (現行どおり)</p> <p>2、3 (現行どおり)</p>	<p>(受渡しによる決済通知)</p> <p>第 47 条 受託取引参加者は、委託を受けた取引を受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）したときは、第 21 条の規定にかかわらず本条の規定により、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>の種類及び銘柄</p> <p>(3)～(14) (省 略)</p> <p>2、3 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 節 農産物・砂糖市場の特例</p> <p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第 49 条の 2 とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～6 (現行どおり)</p> <p>7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成</u>品の銘柄（粗糖にあつては産糖国名及び産糖年度）</p> <p>(3)～(15) (現行どおり)</p> <p>8～10 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 農産物・砂糖市場の特例</p> <p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第 49 条の 2 とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>の銘柄（粗糖にあつては産糖国名及び産糖年度）</p> <p>(3)～(15) (省 略)</p> <p>8～10 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">第 9 章の 2 限日現金決済先物取引の特例</p> <p>(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)</p> <p>第 49 条の 4 第 6 条の規定にかかわらず、委託者は、限日現金決済先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>の種類</p> <p>(3)~(8) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 オプション取引の特例</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 オプション取引の受託</p> <p>(定義)</p> <p>第 51 条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 「オプション銘柄」とは、現物先物取引の<u>上場商品構成品</u>の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。</p> <p>(10)~(14) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 売買約定の取消しの特例</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章の 2 限日現金決済先物取引の特例</p> <p>(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)</p> <p>第 49 条の 4 第 6 条の規定にかかわらず、委託者は、限日現金決済先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>の種類</p> <p>(3)~(8) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 オプション取引の特例</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 オプション取引の受託</p> <p>(定義)</p> <p>第 51 条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(8) (省 略)</p> <p>(9) 「オプション銘柄」とは、現物先物取引の<u>上場商品構成物品</u>の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。</p> <p>(10)~(14) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 売買約定の取消しの特例</p>

新条文	旧条文
<p>(売買約定の取消しの効果等)</p> <p>第 76 条 本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</p> <p>2 委託者は、本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した取引参加者及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、<u>取引参加者</u>に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 15 章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</p> <p>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</p> <p>第 77 条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等(上場商品若しくは上場商品指数又は<u>上場商品構成商品</u>若しくは<u>上場商品指数対象品</u>をいう。以下この章において同じ。)の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。)であって、停止商品取引所(停止商品市場(立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この</p>	<p>(売買約定の取消しの効果等)</p> <p>第 76 条 本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</p> <p>2 委託者は、本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した<u>市場取引参加者等</u>及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、<u>市場取引参加者等</u>に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 15 章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</p> <p>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</p> <p>第 77 条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等(上場商品若しくは上場商品指数又は<u>上場商品構成物品</u>若しくは<u>上場商品指数対象物品</u>をいう。以下この章において同じ。)の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。)であって、停止商品取引所(停止商品市場(立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この</p>

新条文	旧条文
<p>いて同じ。)に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。)、開設商品取引所(開設商品市場(停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。))の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。))に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。))及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、業務規程及びこの章の規定の定めるところによる。</p>	<p>章において同じ。)に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。)、開設商品取引所(開設商品市場(停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。))の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。))に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。))及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、業務規程及びこの章の規定の定めるところによる。</p>

附 則

第6条(委託の際の指示)、第19条(取引成立の通知)、第21条(受渡しによる決済の通知)、第22条(委託者に対する定期的な残高の照合等)、第27条(未決済建玉の移管又は引継ぎ)、第34条(取引参加者である委託者に対する特例)、第40条(ギブアップ)、第40条の3(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)、第40条の4(ギブアップに係る契約の締結)、第40条の5(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)、第40条の6(ギブアップの取消し)、第46条(軽油の受渡しによる決済の特例)、第47条(受渡しによる決済通知)、第49条の2(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)、第49条の4(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)、第51条(定義)、第76条(売買約定の取消しの効果等)及び第77条(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)の変更規定は、平成28年10月31日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成28年10月31日)のいずれか遅い日に施行する。